

西宮市企業立地促進条例

(平成24年12月28日)

(西宮市条例第29号)

沿革

平成28年3月28日 条例38号 [1]

平成30年3月28日 条例35号 [2]

(目的)

第1条 この条例は、市内において事業所の新設等をする事業者に対し奨励金を交付することにより企業の立地を促進し、本市産業の活性化及び雇用機会の拡大を図り、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 事業者がその事業の用に直接供する施設をいう。
- (2) 新設等 事業者が新たに事業所を設置し、又は既存の事業所を拡張することをいう。
- (3) 対象事業所 次に掲げるいずれかの事業を行う事業所で、市の区域内の都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域又は工業地域その他市長が適当であると認める地域において、新設等をされるもの（既存の事業所の拡張にあつては、当該拡張に係るものに限る。）をいう。
ア 製造業（日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる大分類Eに該当する事業をいう。）
イ 学術・開発研究機関（日本標準産業分類に掲げる大分類Lの中分類番号71に該当する事業をいう。）
- (4) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する中小企業者をいう。
- (5) 投下固定資産総額 対象事業所の新設等に要した費用のうち、当該対象事業所が操業を開始した日（以下「操業開始日」という。）前3年以内に新設し、増設し、又は建替えされた家屋並びにこれに付随して取得された土地及び償却資産に要したものの合計額をいう。
- (6) 本社機能 事業者の経営方針における意思決定、経営資源の管理及び各種業務の統括等の機能をいう。

[1]

(奨励金)

第3条 市長は、予算の範囲内において、次の要件を満たす事業者に対し、奨励金を交付することができる。

- (1) 対象事業所の規則で定める床面積が500平方メートル以上であること。
- (2) 対象事業所において常時使用する従業者(期間の定めのない労働契約により雇用されている者に限る。)が50人以上(中小企業者にあつては10人以上)であること。
- (3) 投下固定資産総額が3億円以上(中小企業者にあつては5,000万円以上)であること。
- (4) 投下固定資産総額に係る固定資産税及び都市計画税の納税義務者であること。

2 奨励金の額は、1年度につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 本社機能を有する対象事業所を操業する事業者 1年度における投下固定資産総額に係る固定資産税及び都市計画税の額の3分の2に相当する額(当該額が7,000万円を超える場合は、7,000万円)

(2) 前号に掲げる事業者以外の事業者 1年度における投下固定資産総額に係る固定資産税及び都市計画税の額の2分の1に相当する額(当該額が5,000万円を超える場合は、5,000万円)

[1]

3 奨励金の交付を受けることができる期間は、操業開始日以後、投下固定資産総額に係る固定資産税及び都市計画税が次条第2項の指定事業者に最初に課される年度の翌年度から起算して3年度を経過するまでの期間とする。

(指定の申請等)

第4条 対象事業所の操業を開始しようとする事業者は、前条の奨励金の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に指定の申請をしなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請を行った事業者に対し、奨励金の交付を行うことが適当であると認めるときは、当該事業者を指定事業者として指定するものとする。

3 指定事業者は、申請した内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽易な変更で、市長が認めるものについては、この限りでない。

4 市長は、第2項の規定による指定又は前項本文の規定による承認を行う場合において、必要な条件を付することができる。

(指定事業者の責務)

第5条 指定事業者は、対象事業所において従業者を雇用しようとするときは、市内に住所を有する者を雇用するよう努めなければならない。

2 指定事業者は、産業の振興に関する市の施策に協力するとともに、対象事業所周辺の環境の良好な維持に努めなければならない。

(報告の徴収等)

第6条 市長は、奨励金の交付を適正かつ円滑に実施する上で必要と認められる限度において、指定事業者に対し、報告を求め、又は実地に調査をすることができる。

2 指定事業者は、操業開始日から起算して10年を経過する日までの間、各年度の経営状

況について、市長に報告しなければならない。

(地位の承継)

第7条 合併、分割等により指定事業者の事業を承継した者は、対象事業所において操業を継続する場合に限り、市長の承認を得て、当該指定事業者の地位を承継することができる。

(奨励金の交付の申請等)

第8条 奨励金の交付を受けようとする指定事業者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。

3 前項の規定により交付決定を受けた指定事業者は、申請した内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽易な変更で、市長が認めるものについては、この限りでない。

4 市長は、第2項の規定による交付決定又は前項本文の規定による承認を行う場合において、必要な条件を付することができる。

(奨励金の請求)

第9条 前条第2項の規定により交付決定を受けた指定事業者は、奨励金の交付を受けようとするときは、市長に対し、奨励金の請求を行わなければならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当した場合において、必要と認めるときは、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る奨励金が既に交付されているときは、その全部又は一部の返還を命じなければならない。

(1) 操業開始日から起算して10年を経過する日までの間に、対象事業所の全部又は一部の操業を休止し、又は廃止したとき。

(2) 操業開始日から起算して10年を経過する日までの間に、対象事業所において第2条第3号に掲げる事業のいずれも行わなくなったとき。

(3) 第4条第4項又は第8条第4項の規定により付された条件に違反したとき。

(4) 奨励金を交付される見込みがなくなったとき。

(5) 市税を滞納したとき。

(6) 偽りその他不正な手段により指定事業者の指定を受け、又は奨励金の交付決定若しくは交付を受けたとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が奨励金を交付することが著しく不適當であると認めるとき。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、平成35年3月31日限り、その効力を失う。〔2〕
- 3 平成35年3月31日以前に対象事業所の操業を開始した指定事業者については、この条例の規定は、前項の規定にかかわらず、同日後も、なおその効力を有する。〔2〕

付 則（平成28年3月28日西宮市条例第38号〔1〕）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条第3号アの改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の西宮市企業立地促進条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後になされた改正後の条例第4条第1項に規定する申請に係る奨励金について適用し、同日前になされた改正前の西宮市企業立地促進条例第4条第1項に規定する申請に係る奨励金については、なお従前の例による。

付 則（平成30年3月28日西宮市条例第35号〔2〕）

この条例は、公布の日から施行する。